

令和7年度千葉県クリーニング師試験のお知らせ

天候の影響等により、試験を中止する場合があります。
随時ホームページでお知らせしますので、御確認ください。

- 千葉県ホームページ 「令和7年度クリーニング師試験について」
<http://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/shikaku/cleaning/cleaningshiken.html>
クリーニング師試験 千葉県 **検索**

1 試験日時及び試験会場

試験日時及び時間割	集合場所（試験会場所在地）
令和8年1月20日（火曜日） 集合時間：午後1時30分（開場：午後1時00分から） 終了予定：午後4時30分頃	幕張メッセ 国際会議場 （千葉市美浜区中瀬2-1）

- ※ 1月5日（月）までにちば電子申請サービス上で受験票が確認できない場合は、千葉県健康福祉部衛生指導課（043-223-2627）にお問い合わせください。
※ 試験当日は、集合時間厳守とし、試験開始後の入室は認めません。

2 試験科目及び実施方法

- 筆記試験（60分）
①衛生法規に関する知識
②公衆衛生に関する知識
③洗たく物の処理に関する知識
④洗たく物の処理に関する技能（Ⅰ）
○実技試験（10分）
①洗たく物の処理に関する技能（Ⅱ）
ア 繊維の鑑別 5種類の繊維の鑑別
イ シミの鑑別 5種類のシミの鑑別とそのシミを落とすのに必要な薬品の選択

3 受験資格

- （1）次のいずれかに該当する者
学校教育法第57条に規定する者（中学校を卒業した者）
（2）（1）と同等以上の学力があると認められる者
ア 旧国民学校令（昭和16年法律勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
イ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校2年の課程を修了した者
ウ クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項により厚生労働大臣が認定した者

4 申込方法

期 日	令和7年10月31日(金)午前9時から11月14日(金)午後5時まで ※申込期間中であっても、受験願書の提出者が受験者の定員になり次第、締め切る。
提出方法	ちば電子申請サービスより行う。 (https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay)

5 受験者の定員

400名

6 出願に必要な書類等

※(3)～(4)の書類は電子データを「ちば電子申請サービス」上の入力フォームに添付して提出してください。

(1) 受験願書	ちば電子申請サービス上で必要事項を入力することで作成されます。
(2) 履歴書	
(3) 写真(縦4.5cm、横3.5cm) (1枚)	・正面、脱帽、上半身像、カラー、背景無地、鮮明(焦点があっていること) ・大きさは、縦4.5cm 横3.5cm ・出願前6か月以内に撮影したもの。 ・撮影年月日を入力すること。
(4) 受験資格を有する者であることを証する書類	・中学校、高等学校、大学、短期大学のもので、次のいずれか(各種学校は除く) - ア 卒業証明書(原本) - イ 卒業証書の写し ※スマートフォン等のカメラを用いて撮影したもの(jpg、jpeg、png形式)又はプリンター等でスキャンしたもの(pdf形式)を添付すること。 ・卒業証明書等の氏名が現在の氏名と異なる場合は、<u>戸籍抄本(卒業証明書類の氏名から現在までの氏名変更の経緯が確認できるもの)</u>を添付すること。 ・外国語で記載された書類を提出する場合には、日本語に翻訳したものを添付すること。
(5) 受験手数料 9,000円	電子納付 (クレジット、PayPay、au PAY、d払い、Pay-easy) ※申込が受理された後、メールにて受験手数料納付の案内をしますので、期日までに納付をお願いします。

7 合格発表の日時及び場所

期 日	時 間	場 所
令和8年2月16日(月)	午 前 10 時	県庁中庁舎1階掲示板 及び 県内の各保健所（健康福祉センター）

*2月16日(月)に受験者に対しちば電子申請サービスにて試験結果を通知します。

*千葉県健康福祉部衛生指導課ホームページに、合格者の受験番号を掲載します。

(時間どおり更新されない場合がありますので予めご了承ください。)

8 試験結果の提供

合格発表の日から1ヶ月間、県庁衛生指導課（本庁舎11階）において、受験者本人の得点について提供します。

電話による申出には応じませんので、受験票と写真の添付がされている本人確認ができる公的な身分証明書（自動車運転免許証等）を持参の上、県庁衛生指導課までお越しください。

9 受験にあたっての注意事項

- (1) 試験には、受験票、筆記用具（鉛筆・消しゴム）及び時計を持参してください。
※スマートフォンやウェアラブル端末等の通信機能付き携帯情報端末は時計として使用することはできません。これらを試験会場に持参される場合は、試験時間中、電源を切ってカバンの中にしまってください。
- (2) 車でお越しの場合は、ご自身で駐車場を確保してください。
- (3) 試験内容及び可否に関する電話、郵便等の問い合わせには一切応じません。
- (4) 一旦納付された受験手数料は、一切お返ししません。
- (5) 試験会場付近には可否連絡サービス等の勧誘をする業者がありますが、本県とは関係ありません。
- (6) 過去4年分の千葉県クリーニング師試験の問題及び解答については、ホームページで公開しております。
また、令和6年度千葉県クリーニング師試験の問題及び回答については、千葉県文書館で閲覧することも可能です。(電話：043-227-7555)
- (7) 千葉県健康福祉部は、クリーニング師試験を実施する機関です。試験対策の講習や、参考書類等の販売及び紹介は、一切行っておりません。
- (8) その他試験について不明な点は、下記にお問い合わせください。

千葉県健康福祉部衛生指導課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電 話 043 (223) 2627